

**四半期財務諸表に関する会計基準(案)に対するコメント(案)**

2006年12月25日  
日本経団連経済第二本部

2008年度は四半期開示制度化とともに、内部統制の制度化が法定されており、また在外子会社の会計基準の統一、リース会計、棚卸資産の評価基準など多くの会計基準の変更が重なる時期であることを十分に考慮に入れ、四半期開示制度をスムーズに立ち上げる必要がある。この点を踏まえ次のとおりコメントする。

**1. 四半期損益計算書における四半期会計期間(3ヶ月情報)の取扱い[基7、36、70]**

四半期会計期間に係る損益情報を開示するにあたっては、四半期財務諸表の基準確定後、企業内での大規模なシステム対応などの準備期間が必要であることから、2008年の四半期報告制度開始後に一定期間の準備期間を設けていただきたい。

**2. 第2四半期以降で自発的に行う重要な会計処理の原則及び手続きの変更[基19(2)(3)(4)、27(2)(3)、54]**

(1) 四半期における会計処理の検討とは別に、過年度修正再表示の検討を進め、取りまとめていただきたい。わが国では、過年度修正再表示の慣行がないため合意形成に時間を要すると考えられることや実施時期にも十分な配慮が求められる。

**(2) 基準19項(4)**

四半期会計期間と累計期間への影響額の開示を求めているが、実務負担が重くなるため、基準19項(2)(3)同様、前年度の財務諸表についても、累計への影響額(概算)の開示としていただきたい。セグメント情報に係る会計方針の変更の影響額の記載についても同様である。[適41、46、49、106]

**3. 注記事項****(1) 表示方法の変更[基19(5)、適37]**

表示方法の変更に係る注記は、前年度の四半期財務諸表との比較を行うために必要な事項のみとし、当年度における当該四半期会計期間よりも前の四半期会計期間の財務諸表との比較を行うための事項は不要としていただきたい。

**(2) 簡便的な会計処理及び四半期特有の会計処理[基19(6)、適38]**

四半期特有の会計処理を採用している場合のみ、その旨を注記することとし、簡便な会計処理を採用している場合の注記は任意開示としていただきたい。

(3) 1株当たり情報[基19(8)]

1株当たり四半期純損益等に係る算定上の基礎は任意開示としていただきたい。

(4) 偶発債務[基19(16)、60]

偶発債務は集計の実務負担が重いため(個別・連結とも)、重要な偶発債務の内容のみの注記(合計額は不要)としていただきたい。

#### 4. 参考1

(1) 四半期連結財務諸表のイメージ

流動資産において、製品、原材料、仕掛品を区分掲記しているが、これは現行実務(財務諸表等規則、中間財務諸表規則)における個別貸借対照表の例示である。連結財務諸表規則の様式にあわせて、これらをまとめて「たな卸資産」と例示していただきたい。

(2) 注記事項 四半期連結貸借対照表関係

基準19項(16)、60項では、「重要な偶発債務」についての内容(相手先、金額)を記載すればよいと考えられるが、【参考1】連結財務諸表のイメージの注記事項四半期連結貸借対照表関係では、その内容、金額、合計額が記載されている。これは、曖昧な基準の内容を記載例でカバーするものと捉えられかねない。偶発債務は集計の実務負担が重いため(個別・連結とも)、重要な偶発債務の内容のみの注記(合計額は不要)としていただきたい。

(3) 注記事項 四半期損益計算書関係

販売費及び一般管理費の(主要)内訳が記載例に含まれている。基準17項及び適用指針 32 項の記載内容からは、販売費及び一般管理費の内訳を必ずしも記載する必要はないと考えられる。これは、曖昧な基準の内容を記載例でカバーするものと捉えられかねない。販売費及び一般管理費の内訳の記載は、データ集計等の実務負担が重いため、開示の迅速性の趣旨に反しており、任意としていただきたい。

#### 5. その他

- (1) 四半期公開草案公表後、あるいは、確定後にあらたに設けられる会計基準について、その四半期決算における取扱いを検討すべきである。具体的には現在検討中のリース会計基準に関しては適用指針 8 1 項の修正が必要である。
- (2) 在外子会社の会計処理の統一に関し、適用初年度のP/L影響額を開示することは困難であるため、適用初年度については、宥恕していただきたい。

以上